

5. 供給機器における事故防止対策 調整器の期限管理状況の調査

○平成23年8月14日に宮崎県内で発生した調整器の故障に係る事故を契機に、宮崎県で調整器の期限管理の実態調査が行われた。

○これを受け、平成24年3月に本省及び産業保安監督部も同様の実態調査を実施した。

○さらに、その結果を受け、平成25年1月に本省所管の5社に対して聞き取り調査を実施し、調査結果を公表した。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/01/250124-1.html

平成25年1月24日
産業流通保安グループ
ガス安全室

調整器の期限管理に関する聞き取り調査結果について

平成23年8月14日に宮崎県内で発生した調整器の故障に係る事故を契機に、宮崎県、九州産業保安監督部、他の監督部等及び本省において、調整器の期限管理に係る実態調査を行っており、本省では平成24年3月15日付けで、調査結果を公表しております。

調査結果を受け、本省において、平成24年6月～7月の間に、所管の販売事業者51社のうち、

- ①調査時において、メーカー交換推奨期限を越えた調整器の割合が、全体の25%以上
- ②調査時において、メーカー交換推奨期限を10年以上越えた調整器の台数が100台以上

等5社に対し、今後の行政としての対応の参考とするため、企業としての取組状況や、今後の取組について、聞き取り調査を行いましたので、その結果等についてお知らせします。

1. 聞き取り調査の結果

(1) 期限切れの主な理由

- ・譲渡や承継があった際、譲渡元の販売事業者が期限を守っていなかった。
- ・供給設備が、消費者の所有物になっている場合には、消費者に費用負担がかかるため、簡単には交換に応じてもらえない。
- ・当初から交換計画は立てていたものの、東日本大震災の影響により、スケジュールが後ろ倒しになっていた。
- ・支店毎に対応を任せていたため、支店により期限管理の対応に差が生じていた。
- ・調整器の交換は、ガスメーターの交換時期に合わせていたため、期限を越えてしまっていた。

(2) 現在のメーカー交換推奨期限越えの調整器に対する取組状況

聞き取りをした販売事業者は全て計画的に交換を進めており、早いところで今年度中に、遅いところでも3年後までに期限越えの調整器を0にしたいとの回答があった。

(3) 企業としての今後の期限管理に対する考え方

- ・今後も継続して期限管理を行っていく。
- ・調整器だけでなく、高圧ホース、低圧ホースの期限管理も行い、どこかに併せて期限を延ばして交換するのではなく、一番早くメーカー交換推奨期限が訪れるものに併せて交換を進めていく。
- ・調整器、高圧ホース、低圧ホース、ガスメーター各々の交換推奨期限が迫った場合、

6. 質量販売に係る事故防止対策 山小屋等に対する質量販売に係る運用、手続き等 （「特則承認に関する審査等について(内規)」）

- 経済産業省は、LPガス販売事業者による充填容器の搬送、保安機関による保安業務の実施が著しく困難な山小屋等に対してLPガスを質量販売する場合について、液化石油ガス保安法施行規則第17条に基づく特則承認の基準、申請手続きに関する内規を制定し、平成24年6月14日付けで公布した。
- 3事業者9件が申請準備中(平成25年2月現在)。

経済産業省

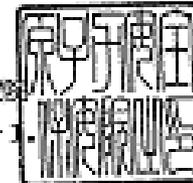
平成24-05-17原院第2号

平成24年6月4日

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について(内規)の制定について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-247c-12-1



原子力安全・保安院は、別添のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について(内規)を制定したので、各産業保安監督部等、各都道府県、一般社団法人全国LPガス協会、日本液化石油ガス協議会及び一般社団法人全国LPガス保安共済事業団に対して通知することとする。

7. 落雪対策

①降積雪期における防災態勢の強化について(平成25年1月17日)

○内閣総理大臣(中央防災会議会長)から各省庁に、更に経済産業省から全国LPガス協会、日本液化石油ガス協議会及び全国LPガス保安共済事業団に行った「降積雪期における防災体制の強化について」の要請(平成24年12月)を踏まえ、全国LPガス協会及び日本液化石油ガス協議会からLPガス販売事業者等に以下の内容を依頼。

○積雪や雪下ろし等除雪に起因した供給機器等の破損に十分留意するとともに、破損が発生した場合は、迅速な復旧対応に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者と協力体制を適切に構築すること。

○給湯器等の給排気筒等への積雪に起因した破損又は閉塞によりCO中毒事故が発生する恐れがあるため、一般消費者等に対して、機器の点検及び換気等に十分注意するよう周知する等の対策を適切に実施すること。

経済産業省

20121213商第16号
平成25年1月17日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 北嶋 一郎 殿

経済産業大臣 茂木 敏充



液化石油ガス販売事業者等に対する降積雪期における防災態勢の強化の要請について

経済産業省は、平成24年12月13日付け中防災第27号をもって、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化についての指導要請を受けましたので、液化石油ガス販売事業者及び保安機関(以下「事業者等」という。)に対し、所要の対応を要請することとしました。

つきましては、貴傘下の各事業者等に対して、別紙を踏まえた下記の対応をすることを要請するようお願いいたします。

記

1. 積雪又は雪下ろし等除雪に起因した供給設備等の破損に十分留意するとともに、破損が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。
2. 給湯器等の給排気筒等への積雪に起因した破損又は閉塞により一酸化炭素中毒が発生するおそれがあるため、一般消費者等に対して、機器の点検及び換気等に十分注意するよう周知する等の対策を適切に実施すること。

7. 落雪対策

②降積雪期における防災態勢の強化について(平成25年1月23日)

全L協保安24第80号

平成25年1月23日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

○一般社団法人全国LPガス協会
及び日本液化石油ガス協議会は、
経済産業省からの要請を踏まえ、
平成25年1月の要請内容を再
度LPガス販売事業者等に通知。

液化石油ガス事業者等に対する降積雪期における防災態勢の強化について
(お願い)

標記につきまして、経済産業大臣より、別添のとおり液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、所要の対応を図るよう要請がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また、直接会員におかれましては、営業所等に対し、積雪又は除雪に起因した供給設備及び給排気筒等の破損又は閉塞の対策等について別添のとおり対応を図られるようご周知方よろしくお願いいたします。

以 上

7. 落雪対策

③北海道監督部管轄内において事故防止の注意喚起(平成24年12月13日)

北海道産業保安監督部

サイトマップ お問い合わせ RSS トップページ
サイト内検索 検索

トップ > 産業保安 > 液化石油ガス > 液化石油ガスに関するお知らせ > 雪害によるLPガス事故の発生防止について(注意喚起)

雪害によるLPガス事故の発生防止について(注意喚起)

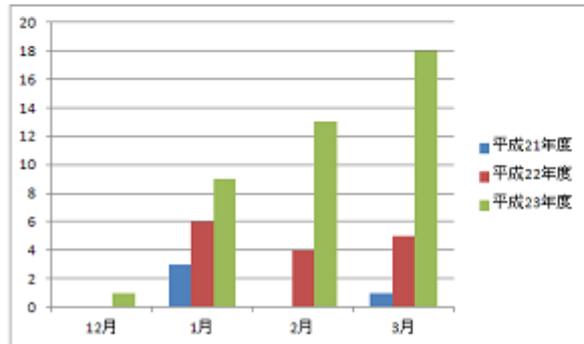
平成24年12月13日
北海道産業保安監督部

昨年度は、平成23年12月から平成24年3月までに、住宅等において、落雪などによるLPガスの漏えい事故が41件発生しました。
この冬は11月下旬から胆振日高地方でも暴風雪による社会的な被害が発生する等、既に積雪のシーズンを迎えているところで、消費者の皆様におかれましては、雪下ろしや除雪の際は、ガス設備に衝撃を与えたり、ガス設備上に雪を積み上げたりしないように御注意願います。

1. 事故の発生状況について(下表参照)

平成22年度15件、平成23年度41件と雪害によるLPガスの漏洩事故が増加しています。
この冬は、これまでのところ、落雪により1件(12/11(火))発生しています。

	12月	1月	2月	3月	計
平成21年度	0	3	0	1	4
平成22年度	0	6	4	5	15
平成23年度	1	9	13	18	41



○北海道産業保安監督部は、平成24年12月に「雪害によるLPガス事故の発生防止について」について、ホームページ上で注意喚起を実施。

http://www.safety-hokkaido.meti.go.jp/sangyo_hoan/lp_gas/caution/index121213.htm

7. 落雪対策

④ 関東東北産業保安監督部東北支部管轄内において事故防止の注意喚起 (平成24年12月11日、平成25年2月15日)

○ 関東東北産業保安監督部東北支部は、平成24年12月、平成25年2月に管内の一般消費者等に、降積雪期における事故防止のための注意喚起を呼びかけた。

平成24年12月11日
関東東北産業保安監督部東北支部

雪害によるガス事故発生防止について（注意喚起）

東北管内では、雪下ろしや除雪に伴うLPガス設備の損傷によるガス漏れ事故が、平成19年から22年までは10件以下で推移していましたが、平成23年、平成24年は大雪の影響により、兩年とも32件と大幅に増加しております。（平成24年の雪害事故一覧は別紙のとおり）

これから本格的な降雪の時期を迎えるにあたり、消費者及び事業者の皆様には、以下に十分留意の上、雪害によるガス漏れ事故の防止に万全を期すよう、お願いします。

1. LPガスの消費者の方へ

- ①雪下ろしや除雪の際は、ガス設備に衝撃を与えないよう注意してください。また、雪下ろしの際は、隣接する住宅等のガス設備にも注意してください。
- ②屋根からの落雪があった時は、ガス設備の確認をしてください。
- ③事故が発生したガス設備の多くは、雪囲いや保護板の設置等の雪害対策がとられていませんでした。使用されているガス設備に、雪害対策がとられていない場合は、LPガス販売業者に相談してください。
- ④緊急時に容器バルブを閉止できるようにガス設備周りの通路を除雪により確保しておきましょう。
- ⑤ガス臭いと感じたら、すぐにLPガス販売事業者へ連絡してください。
 - ・使用中の火気は全部消してください。
 - ・火気は絶対に使用しないでください。
 - ・着火源となる換気扇、電灯等のスイッチに絶対手を触れないでください。
 - ・窓や戸を大きく開けましょう。
 - ・ガス栓やメータガス栓を閉めましょう。
 - ・LPガスは本来においがありませんが、ガスが漏れた時にすぐに気づくように、タマネギの腐ったようなにおいをつけています。
- ⑥ガス漏れの発生を素早く認知するには、ガス警報器の設置が効果的です。なお、ガス警報器は、常に電源コンセントに接続しておいてください。

2. LPガス販売事業者及び都市ガス事業者へ

自社のガス設備（供給設備等）について、適切な雪害防止対策を施すとともに、巡回点検や広報（周知）活動により、雪害によるガス事故防止に努めるようお願いいたします。

平成25年2月15日
関東東北産業保安監督部東北支部

雪害によるLPガス事故について（注意喚起）

東北地域の住宅や店舗において、3年連続で落雪や除雪に起因したLPガスの漏えい事故が多発しています。

LPガスご使用の皆様におかれましては、ガス設備（ガスボンベやガス配管、調整器など）付近の雪の状況を点検いただくとともに、雪下ろしや除雪の際はLPガス設備に衝撃を与えないように御注意願います。

1. 事故の発生状況について

東北地域のLPガス事故については、平成18年の大雪時に60件もの雪害事故が発生し、その後減少いたしました。平成23年（32件）、平成24年（32件）と2年連続で多発しており、本年も1月以降、住宅や店舗において落雪や除雪等によるLPガスの漏えい事故が多発しています。

2月15日現在、落雪や除雪による事故が9件報告されており、いずれも調整器やガス配管などのガス設備が落雪の衝撃や荷重等により破損し、ガスが漏えいしたものです。（別紙参照）

2. 液化石油ガス消費者の皆様へのお願い

既に、平成24年12月11日に雪害によるガス事故の発生防止について、当支部のホームページに掲載していますが、液化石油ガス消費者の皆様におかれましては、雪害事故防止のため、以下の事項についてご留意願います。

○雪下ろしや除雪の際は、ガス設備に衝撃を与えないよう注意してください。

また、雪下ろしの際は、隣接する住宅等のガス設備にも注意してください。

○屋根からの落雪があった時は、ガス設備の確認をしてください。

○事故が発生したガス設備の多くは、雪囲いや保護板の設置等の雪害対策がとられていませんでした。使用されているガス設備に、雪害対策がとられていない場合は、LPガス販売事業者にご相談してください。

○緊急時に容器バルブを閉止できるようにガス設備周りの通路を除雪により確保しておきましょう。

○ガス臭いと感じたら、すぐにLPガス販売事業者へ連絡してください。

・使用中の火気は全部消してください。

・火気は絶対に使用しないでください。

・着火源となる換気扇、電灯等のスイッチに絶対手を触れないでください。

・窓や戸を大きく開けましょう。

・ガス栓やメータガス栓を閉めましょう。

○ガス漏れの発生を素早く認知するには、ガス警報器の設置が効果的です。なお、ガス警報器は、常に電源コンセントに接続しておいてください。

http://www.safety-tohoku.meti.go.jp:8094/sangyo_hoan/topics/h24topics/2setsugai241211.pdf

http://www.safety-tohoku.meti.go.jp/sangyo_hoan/topics/h24topics/setsugai250215.pdf

7. 落雪対策

⑧一般社団法人北海道LPガス協会における雪害対策

- 一般社団法人北海道LPガス協会においては、平成23年5月に「LPガス設備の雪害対策について」を改訂、「実行可能なものはすぐに実施」として以下の具体的な対策を推進中。
- これらの対策の実施が1つでも増えれば、また、そのような事業者が増えれば、雪害事故は確実に減少するものと期待。

イ 容器設置場所と防護

- ①玄関脇に設置する ②切妻側に設置する ③軒下に設置する
- ④容器周辺を囲う ⑤容器収納庫に収納する

ロ 供給設備・配管等の対策

- ①配管のサイズアップまたは材質等の変更を行う
例) 転造ネジの使用、20Aの管径の使用(供給管) 等
- ②横引き配管は、軒下または出窓等の雪の影響がない場所に取り付ける
- ③横引き配管の支持は、サドルバンドまたはアングル架台を使用する
- ④支持するネジは、躯体で固定する
- ⑤横引き配管のソケット、チーズの接続部は、強度を持たせるため支持を前後100mm以内とする
- ⑥集合管と自動切替調整器の接続がねじ込みの場合は、ねじ込み部の100mm以内に支持金物を取り付ける
- ⑦自動切替調整器、ガスメーターを取り付ける場合は、できるだけ壁面に近着するよう取り付ける
- ⑧自動切替調整器は、ガスメーターの下部に設置する
- ⑨張力式ガス放出防止型高圧ホースを設置する(容器が転倒した場合に有効)

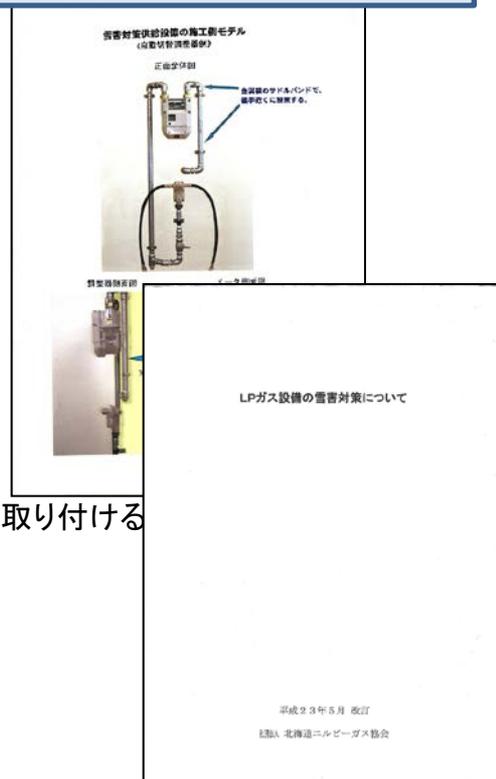
ハ 事故予防体制の整備

○雪害発生時の対応

- ①緊急時連絡先の整備(ステッカー等での周知) ②消費者に対する協力要請(火を消す、バルブを閉める等)
- ③通報受付の徹底(氏名、住所、事故の内容等) ④社内体制の整備 ⑤器材の整備
- ⑥その他(病院等における対応、自治体との連携、交通途絶時の対応等)

○LPガス漏えい時の措置

- ・容器バルブの閉止、火気の使用中止、滞留したガスについては防爆型ファンによる送風または吸引をする 等



7. 落雪対策

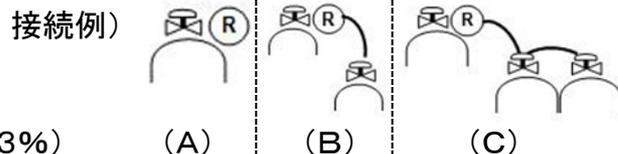
⑨経済産業省における積雪又は除雪による事故防止対策の検討状況について

- 経済産業省及び高圧ガス保安協会では、より効果的な積雪地域の雪害対策に資するため、雪害事故をより詳細に分析中。
- 容器の接続方法等に着眼した対策の方向性が見えてきている。

○平成12年～平成24年に発生した事故の分析

過去13年間に発生した積雪又は除雪による事故301件を分析したところ、雪害事故は、以下のような場合に多く発生している傾向が見られた。

- ・高圧ホース及び調整器が損傷した事故175件のうち
 - 単段式調整器を容器に直接取り付けていたもの(A) : 65件(37%)
 - 片側容器直づけタイプの自動切替調整器を使用していたもの(B) : 41件(23%)
 - 連結用高圧ホースを使用して増設していたもの(Cなど) : 19件(11%) (うち、片側容器直づけタイプの自動切替調整器を使用したものは5件)



○配送事業者に対するアンケート調査の結果(中間集計)

平成25年1月～2月にかけて、積雪地域の配送事業者125社に対してアンケート調査を実施したところ、以下のような傾向が見られている。(2月1日時点:48事業所分)

- ・単段式調整器を容器に直接取り付けて使用している消費先が50%以上を占めている事業者の割合:23%(11事業所/48事業所)
- ・片側容器直づけタイプの自動切替調整器を使用している消費先が50%以上を占めている事業者の割合:29%(14事業所/48事業所)
- ・積雪時期において、ガス切れを起こさないために連結用高圧ホースを使用して増設する事業者の割合:65%(31事業所/48事業所)

- 以上から、容器と調整器との接続方法やガス切れ対策の方法を改善することにより、さらに事故を軽減することができるものと思われる。具体的には、次のような対策が効果的ではないか。

- ☆容器に調整器を直づけしない(容器と調整器は高圧ホースで接続する)
- ☆ガス切れ対策としては、連結用高圧ホースでの増設は避ける(容器の容量を増やす、集合装置を設置する)

- 今後、平成25年3月末までに検証実験及びアンケート結果の更なる分析を行い、北海道LPガス協会を始めとする関係機関への意見照会を経て対策をまとめ、経済産業省HPに報告書として掲載予定。

8. 自然災害対策

「LPガス災害対策マニュアル」を取りまとめ(平成25年3月)

- 「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」(平成24年3月総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会報告書)において、「14の対応策」を提示。
- これらの具体化について、経済産業省からの依頼を受け、高圧ガス保安協会が同協会内に設置されている「地震対策マニュアル分科会」において検討を実施。
- 議論を経て、「LPガス消費者地震対策マニュアル」の改訂版「LPガス災害対策マニュアル」を取りまとめ。

LPガス災害対策マニュアル

(案)



平成25年3月

経済産業省

高圧ガス保安協会